

木曾地域交通網対策協議会会則

(名 称)

第1条 この会は、木曾地域交通網対策協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、木曾地域の道路や鉄道等交通網の改良促進を図り、もって木曾地域特有の立地条件に即した円滑な交通網を充実させ、地域の活性化を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)円滑な交通網を達成するための調査、研究、啓発
- (2)関係当局に対する運動、陳情
- (3)その他目的達成に必要な事項

(組 織)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同するものによって組織し、会員は別表のとおりとする。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----|-----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 監事 | 2名 |
| 幹事 | 若干名 |

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員選出)

第7条 本会の会長、副会長及び監事は会員の互選により選出する。

- 2 本会の幹事は、会長が委嘱するものとする。

(役員職務)

第8条 会長は本会を代表し、会務の統轄にあたり総会の議長となる。

- 2 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 監事は、本会の会計を監査する。
- 4 幹事は、会長の命を受けて会務を処理する。

(顧問・参与)

第9条 本会に、顧問及び参与を置くことが出来る。

- 2 顧問及び参与は、総会の議を得て会長が委嘱する。

(会 議)

第10条 本会の会議は総会、部会及び幹事会とする。

- 2 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(総 会)

第 11 条 総会は次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画
 - (2) 収入支出の予算並びに決算
 - (3) 会則の改廃
 - (4) 役員を選任
 - (5) その他重要な事項
- (部 会)

第 12 条 本会に次の部会を設ける。

- (1) 木曾地区道路改良促進期成同盟会
- (2) 木曾地域国道 19 号整備促進期成同盟会
- (3) 中央西線輸送強化期成同盟会
- (4) リニア中央新幹線整備促進木曾地域期成同盟会

2 部会は次の事項を審議する。

- (1) 総会に附議すべき事項
 - (2) 総会において委任された事項
 - (3) その他会務の執行に関する事項
- (部会の役員)

第 13 条 部会に次の役員を置く。

- 部会長 1 名
副部会長 1 名
(部会役員を選出)

第 14 条 部会の役員は部会員の互選により選出する。

(部会役員職務)

第 15 条 部会長は部会を代表し、部会務の統轄に当たり部会議の議長となる。

2 副部会長は部会長を補佐し部会長に事故あるときはその職務を代行する
(幹事会)

第 16 条 幹事会は次の事項を審議する。

- (1) 総会及び部会に附議すべき事項
 - (2) 総会及び部会において委任された事項
 - (3) その他会務の執行に関する事項
- (幹事会の役員)

第 17 条 幹事会に次の役員を置く。

- 幹事長 1 名
副幹事長 1 名
(幹事会役員を選出)

第 18 条 幹事会の役員は幹事の互選により選出する。

(幹事会役員職務)

第 19 条 幹事長は幹事会を代表し、幹事会務の統轄に当たり幹事会議の議長となる。

2 副幹事長は幹事長を補佐し幹事長に事故あるときはその職務を代行する
(議 決)

第 20 条 会議の議決は、出席者の過半数により決する。

(経 費)

第 21 条 本会の経費は、総会の議を経て定める。

(会計年度)

第 22 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事務局)

第 23 条 本会の事務局は、木曾広域連合に置く。

(その他の事項)

第 24 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成 19 年 3 月 20 日から施行する。

(会計年度の特例)

2 本会の設立年度に係わる会計は、第 22 条の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 20 日に始まり平成 20 年 3 月 31 日に終わるものとする。

(財産の承継)

3 本会は、次に掲げる同盟会の財産を承継し運営するものとする。

(1) 木曾地区道路改良促進期成同盟会

(2) 国道 361 号権兵衛・姥神峠トンネル開削促進期成同盟会の内木曾地域分

(3) 中央西線輸送強化期成同盟会

附 則

この会則は、平成 22 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 30 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年 5 月 14 日から施行する。